

## 農業委員会 総会（7月） 議事録

日時	令和3年7月29日（木）	9:00~10:30	
場所	新島村住民センター 1階 会議室		
出席	農業委員長	12	石野 正幸
	農業委員	1	綾 真吾
	農業委員	3	山下 竹夫
	農業委員	4	天野 律子
	農業委員	7	大沼 剛
	農業委員	9	岩永 和徳
	農業委員	10	内藤 政之
	農業委員	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		池村 達子
	農地利用最適化推進委員		横田 泰一
	事務局		佐藤 文乃
欠席	農業委員	2	奥山 敏仁
	農業委員	5	公文 宏司
	農業委員	6	植松 由美子
	農業委員	8	北村 一男
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
傍聴人	1名		

- 1 会議事件 (1) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
(本村地区 1件12筆)
  
- 2 協議事項 (1) 令和3年度「農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書」について（案の確認）  
 (2) 遊休農地対策の強化について  
 (3) 令和3年度 農地利用状況調査について（改正点あり）  
 (4) その他について
  - ① 農業委員会だより9月号について
  - ② 議事録署名人について
  - ③ 8月の総会について

## 1 会議事件

### (1) 報告第2号 農農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(本村地区 1件12筆)

相続による所有権の移転に伴う届け出1件の受理を報告。

## 2 協議事項

### (1) 令和3年度の「農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書」について

村の次年度予算の検討が9月頃より始まるため、遅くとも8月までには村へ提出。

事務局案を提示。

総会前日に大沼委員より3件の追加意見が出たため、それを反映させたものを後日配布し、各委員に加筆修正意見を募る。

それをもって、8月中に村へ意見書を提出予定。

### (2) 遊休農地対策の強化について

7月12日に開催された東京都の遊休農地対策強化についての説明会の内容を受け、今後の遊休農地対策の流れを事務局から説明。

8月末までに農地利用状況調査を終わらせ、9月中に意向調査を発出する。

主な変更点は利用状況調査の実施期間および判定の細分化（A分類のa区分とb区分の導入）、利用意向のない遊休農地A分類への勧告措置、非農地判断の実施。

### (3) 令和3年度 農地利用状況調査について

前回説明した調査期間、方法に変更あり。8月中に調査を終了していただき、8月総会時または9/1までに事務局へ農地図を提出。

従来のA分類もA分類のa（草刈り等だけで耕作可能な農地）、A分類のb（基盤整備等を行えば耕作可能な農地）と細分化されたので、注意。

浸食されてきた羽伏浦海岸沿いの崖沿い農地など真に危険を伴う不耕作地については、B分類としていただきたい。

また、調査時に外観目視により違反転用を確認できたところについては、地図上に記載し、後日とりまとめを行うものとする。

### (4) その他

#### ① 農業委員会だよりについて（9月号担当者の確認）

担当者：大沼委員、吉見委員、天野委員、横田委員

9月号にて遊休農地対策の強化を広報する必要が出たため、後日記事の調整を行う必要あり。なお、9月号の記事締め切りは8月20日頃とする。

#### ② 8月の総会について

次回総会は8/31（火）9時から同場所で開催予定とする。

## 【質疑・応答など】

石野会長： 農地相続後の届出の提出件数が少ない。制度的に認知度が低いため、各委員の

周囲で相続の話があった場合は、周知していただくようお願いします。

横田委員： (利用状況調査について) 来年以降もこのスケジュールなのか。

吉見委員： 来年度以降は前倒しで実施しても良いか。

事務局： 来年以降のスケジュール感としては調査締め切りが「8月末まで」ということなので、4月から調査を開始すれば例年と同程度の調査期間が取れるかと思われる。今回は7月12日の説明会で方針が決まったため、このようなタイトなスケジュールになってしまい、委員の皆さんには大変なご負担をおかけする。申し訳ない。

横田委員： 以前より問題視されている「羽伏浦海岸沿いの農地」の取り扱いはどうするか。

事務局： その話については、現在東京都と協議中だが、都が「当面の間、青地は非農地判断の対象外」とするとしている背景には、非農地判断前に農振除外の手続きを実施しなければならないということで、1~2年かかる手続きのために時間がかかるからということがある。そのため、時間はかかるものの、危険性が高いことから非農地判断の対象地とすることも可能。

大沼委員： 対象地全てを勧告、非農地判断するのか。

事務局： 今回の利用状況調査の結果を踏まえ、村で検討していくこととなるが、まず一度にすべての対象地を勧告、非農地判断を行うことはできないため、周囲の状況や所有者との協議を経て、一部地域から徐々に実施していきたい。

石野会長： 利用状況調査について、今回はスケジュール感がタイトなことから、各委員が昨年調査した場所を同様に調査していただきたい。

吉見委員： 登記地目：山林を耕作していた場合、どのような措置となるか。

事務局： 基本的に地目が山林であっても、耕作することに問題はない。ただし、各種農業系の補助事業等を受ける際などに農地台帳への登録が必要な場合もあり得る。

当村で例はないが、農地台帳への登録手続きが可能。

岩永委員： 非農地判断を行った土地については、地目は何になるのか？

事務局： B分類の遊休農地であれば「山林化」または「原野化」していることが予想されるため、ほとんどが「山林」「原野」になるであろうと思われるが、基本的には現況を確認して判断を行う。

岩永委員： 村が一括変更で地目を「山林」とした後に、固定資産税がいきなり高額になったりはしないのか。

石野会長： 微々たるものだが、「農地」より「山林」の方が固定資産税は安い。そもそも固定資産税は現況地目になるため、登記地目が「畑」であっても、既に「山林」で課税されている可能性もある。

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、農業委員会長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和3年8月31日

新島村農業委員会長	_____	印
議事録署名人	_____	印
議事録署名人	_____	印